

重要文化財の刀、3口が所在不明、青森では県重宝が国外流出

愛媛県の国重要文化財の刀剣、あわせて三口が所在不明になっていることが八月に判明した。不明になっているのは新居浜市の「太刀銘行秀」（詳細は画像参照）「剣銘國永」（写真参照）、伊予市の「刀無銘伝助真」（詳細写真参照）の計3口。新居浜市の2口は、2009年に文化庁が実施した所作調査で不明とされた。伊予市の「伝助真」は、1980年に県の教育委員会が行った文化財の全点調査で不明が判明したもの。所持者は生前「65年前後に売却した」と話し、県教委が追跡調査したが判明しなかったという。所持者はその後、転居し亡くなった。国宝や重文などの指定文化財は、たとえ個人の所有であっても、国民共有の財産として後世に伝えるべきものである。指定されれば所持者に厳重な保管・管理が義務付けられるが、その反面、相続税などは優遇され、また、修復などに際しては国などから補助が支出されることも多い。個人が、所持する重文を手放す際は、まず国に買取りを申請し、それができない場合に限って所有権の移転が認められる。今回のケースは、いずれもその申請がされていなかったと思われる。所持者の法令違反が疑われるが、それを指導できなかったうえ、不明になって以来、ほとんど放置していたとも思える行政の姿勢も問われよう。また、青森県では県重宝（指定文化財）の「陸奥大祿橋盛宗」が、東京の古物商の手でドイツに売却されたことが判明し、指定が取り消されるという事件も起こっている。さらに、刀剣に限らず現在所在不明となっている国指定の重要文化財は、1説によればに500点を超えともいわれる。大部分は盗難によるものだが、この事態を行政はどう考えるのか。また、個人所持者には、法に則った厳重な管理をお願いしたいものである。（刀剣春秋vol1736）

